

〔大鏡三太政大臣實賴〕小野の宮のまゝ殿の略中たつみの方に、三間四面の御堂たてられて、めぐり廊はみな供僧の坊にせられたり、略中御堂には金色佛おほくおはします、供米卅石ちやうきごと中にをかれてたゆる事なし、

〔甲陽軍鑑十一品十第一下十八〕一申酉兩年の御備書付、分國中へ廻なされ候、跡部大炊助、原隼人佐奉之、略中

向後於陣中貴賤共、振舞一切可停止之、然則定器之外、椀折敷以下、無用之荷物、帶來禁法事、已上

〔毛吹草三〕和泉 常器椀ジャウキワ

〔日本鹿子二〕和泉國中ヨリ出ル名物類

常器椀

〔男女祝元美人妝書三〕姫送入式

五番長持 常器椀家ノ紋付、或草繪幸菱祝草付ルモ有、好ニ應ズ、

〔立身大福帳七〕常器わん さかい又は地引の高直なるはそんなり、久しくなれば朱くろみむさし、きの國わんの内、かしはや源之丞たつばねといふて、壹匁のわんにかたきわんあり、是にても四五年はこたゆる、きの國の上をかふが大きなる徳なり、

〔本朝櫻陰比事五〕四つ五器かさねての御意

昔都の町に餅搗煤掃師走の空物凄く、春の事ども取急ぐに、丹波の奥山家より、常器の椀賣りに來りしが、未だ京の通も不案内にして、先づ祇園の社に一荷をおろし、火灯の繪馬など詠めしうちに、又里人らしき扮装にして、此有様を見濟まし、彼の荷物を盗みかたげ退きぬ、椀賣驚き南の御門より、雲をえるしに追懸け行くに、やうく八坂の塔の前にて捕へ、晝中に人のものを取にげと、聲を懸くれば、盜人も同音に喚けば、所の人、大勢集りながら、いづれを主とも沙汰爲難し、兩